

第5回 ILO海事協議会の概要について

平成20年9月18日

<問い合わせ先>

国土交通省海事局総務課国際企画調整室
鈴木 内線) 45-622 直通) 5253-8614

1. 日 時

9月17日(水) 10:30~11:30

2. 場 所

中央合同庁舎3号館10階 海事局第6会議室

3. 出席者

労働者代表

全日本海員組合国際局長、同国内局国内部長、同水産局水産部長(代理)、
同中央執行委員会企画室長代行

使用者代表

社団法人日本船主協会常務理事、日本内航海運組合総連合会第一事業部担当部長、
社団法人大日本水産会漁政部部長代理、社団法人日本旅客船協会労海務部長

国土交通省

大臣官房参事官(海事)、海事局海事人材政策課長、同運航労務課長、同総務課国際企画調整室長

水産庁

漁政部企画課企画官

4. 会議の概要

○「2008年ILO年次報告」について事務局より年次報告を説明のち、質疑応答等を行いました。

労働者代表から、黄犬契約の撲滅に向けた行政としての厳しい指導が必要である旨の意見が出され、行政側出席者から、従来どおり関係法令に基づき適確

に審査等が行われており、本年10月の審査等権限の中労委等への移管後も、事前の情報等があれば中労委等に伝えていきたい旨回答しました。

- 次に、未批准条約に係る意見として、労働者代表から、海事労働条約、漁業労働条約及び第185号条約（1958年の船員の身分証明書条約を改正する条約）について早期批准を願いたい旨の意見が出されました。

行政側出席者からは、海事労働条約の批准時期については、条約発効に係るILOのアクションプランや条約の検査ガイドラインの内容を踏まえつつ検討すること、第185号条約については、自国民船員に対して身分証明書を発行する条約の内容と船員法との関係等を検討する必要があること、漁業労働条約については、海事労働条約の検討状況を見据えつつ、関係省庁と連携を図りつつ検討する旨回答しました。

- 最後に、労働者代表から、漁業労働条約の批准に向けた作業にあたっては、船員法適用外の漁船に乗り組む船員について、関係省庁で連携を図り十分な保護が図られるよう措置してほしい旨要望が出されました。